

# 選挙用等事務所設置についての注意事項

## 仮設事務所でも建築基準法の適用を受けます

選挙事務所等、短期間しか設置しないプレハブ造の建築物であっても建築基準法に適合させる必要があります。

建設場所や構造規模等によっては「建築確認」を受けずに着工したり「完了検査」を受けないで使用したりすると建築基準法違反となるので注意してください。

建築基準法の規定により、すべての建築物は、地震や火災などに対する安全性や、建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準を守って建築しなければなりません。

また、これらの基準が適切に守られるよう、建築場所等によっては、着工前に建築確認を受け、使用前に工事完了検査を受けなければなりません。

選挙事務所など、短期間しか設置しないプレハブ造の建築物も例外ではなく、構造基準に適合しなかったり、必要な手続を怠ったりした場合、違反建築物として取締の対象となります。

仮設事務所等を建築される場合は、建築基準法の関係規定について予めご確認の上、法令違反のないよう所要の手続等を適確に行ってください。

### 建築基準法に関するお問い合わせ窓口

●霧島市役所 建築指導課

TEL 0 9 9 5 ( 6 4 ) 0 9 5 4

E-mail : shido@city.kirishima.jp



※建築物の構造や規模、建設地等により所管行政庁が鹿児島県になる場合があります。

●鹿児島県始良・伊佐地域振興局 土木建築課建築係

TEL 0 9 9 5 ( 6 3 ) 8 3 7 1